

# 公益財団法人経営者顕彰財団定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人経営者顕彰財団と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、九州・山口地方において産業の開発、経済の発展に寄与する中小企業等の経営、技術に関する貢献者等に対する表彰、中小企業等の人材育成に係る助成等を行い、もって同地方における産業、経済の振興に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 九州・山口地方において、産業の開発、経済の発展に特に寄与した中小企業等の経営、技術に優れた業績を有する者の表彰
- (2) 九州・山口地方における中小企業等に係る人材育成に対する助成
- (3) 九州・山口地方における中小企業等経営者の人材育成に係る情報等の収集・提供及び資料館の運営事業
- (4) その他目的を達成するため必要な事業

2 前項の事業は、本邦において行うものとする。

## 第3章 財産及び会計

### (財産の運用管理)

第5条 この法人の財産の運用管理は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

### (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

**第 7 条** この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を受け、次の定時評議員会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第 1 項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

**第 8 条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けて、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会の承認決議を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 第 1 項の書類については、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

**第 9 条** 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

**第 10 条** この法人が資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって

償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の過半数以上の承認を受けなければならない。

#### 第4章 評議員

##### (評議員の定数)

第11条 この法人に評議員4名以上9名以内を置く。

##### (評議員の選任等)

第12条 評議員の選任は、法令に従い、評議員会において行わなければならない。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たすものとする。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
  - ①国の機関
  - ②地方公共団体
  - ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総

務省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

- 3 評議員会の議長は、評議員の互選により選出する。
- 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の解任)

第14条 評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員に対して各年度の総額が30万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

## 第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長又は副理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長又は副理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長又は副理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 前 2 項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
  - (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
  - (2) 請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合
- 5 評議員会を招集するときは、評議員会の開催日の 7 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 20 条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。ただし、評議員長が欠席した場合は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第 21 条 評議員会は、評議員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第 22 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行なわなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 26 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 23 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第 24 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第 25 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録署名人として、出席した評議員のうち 2 名が議事録に記名押印する。

## 第 6 章 役員

(役員の設置)

第 26 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4 名以上 9 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を副理事長、1 名を常務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の

代表理事とし、常務理事をもって業務執行理事とする。

- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（役員の選任）

第 27 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合は、監事の同意を得なければならない。

（理事の職務及び権限）

第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び副理事長並びに常務理事は、事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 30 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 26 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第 31 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った時。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(常勤理事に対する報酬等)

- 第 32 条 常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。
- 2 常勤の理事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  - 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会においての決議により別に定める報酬等の支給の基準による。

(非常勤役員に対する報酬等)

- 第 33 条 非常勤の理事及び監事に対しては、各年度の総額が 50 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。
- 2 非常勤の理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

(賠償責任の免除)

- 第 34 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する第 114 条の規定により、理事会の決議によって、同法第 198 条において準用する第 111 条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
- 2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する第 114 条の規定により、理事会の決議によって、同法第 198 条において準用する第 111 条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

第 7 章 名誉会長及び顧問

(名誉会長)

第35条 この法人には、名誉会長を1名置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事長が理事会に諮り、任期を定めた上でこれを委嘱する。
- 3 名誉会長は、理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べることができる。
- 4 名誉会長の報酬は無償とする。

(顧問)

第36条 この法人には、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、この法人の目的たる事業に深い理解を有する者のうちから理事長が理事会に諮り、これを委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べることができる。
- 4 顧問の報酬は無償とする。

## 第8章 理事会

(構成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長又は副理事長が必要と認めたとき
  - (2) 理事長又は副理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき、又は請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき。
  - (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条の規定に基づき監事から招集の請求があったとき、又は請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2

過間以内の日を理事会の日とする理事会の収集の通知が発せられない場合に、その請求した監事が招集したとき。

(招集)

- 第 40 条 理事会は、理事長又は副理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 2 号により理事が招集する場合及び第 3 項第 3 号により監事が招集する場合を除く。
- 2 理事長及び副理事長が欠けたとき又は理事長及び副理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 監事は、理事が不正な行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的を掲載した書面をもって、少なくとも開催日の 7 日前までに各理事及び各監事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときには、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議長)

- 第 41 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

- 第 42 条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

- 第 43 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、賛助会員の除名については、理事会において、理事の 3 分の 2 以上の同意をもって行う。

(決議の省略)

- 第 44 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

- 第 45 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第 28 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 46 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 9 章 委員会等

(委員会)

第 47 条 理事長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の同意を経て理事長が委嘱する。

3 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

(賛助会員)

第 48 条 この法人は、賛助会員を置くことができる。

2 賛助会員は、この法人の趣旨に賛同し、毎年一定額の賛助金を納付するものとする。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する事業、第 12 条に規定する評議員の選任及び第 14 条に規定する評議員の解任についても適用する。

(解散)

第 50 条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 51 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 事務局

(設置等)

第 53 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て理事長が任免する。職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 54 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならぬ。

- (1) 定款
  - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
  - (3) 事業計画書及び予算に関する書類
  - (4) 事業報告書及び決算に関する書類
  - (5) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
  - (6) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (7) 定款に定める機関の議事に関する書類
  - (8) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項第 1 号から第 5 号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

- 第 55 条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、福岡市において発行する西日本新聞に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財

団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事（理事長）は四島司、最初の代表理事（副理事長）は井上雄介とする。
- 4 この法人の最初の業務執行理事（常務理事）は石川正知とする。
- 5 この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。

古賀 恭介

新藤 恒男

八木 聖二

矢頭 美世子

- 6 この法人の最初の監事は、次に掲げる者とする。

小高 喜久夫

長島 秀彦

- 7 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

磯山 誠二

川原 正孝

榎本 一彦

奥井 洋輝

惣福脇 亨

森本 康

末吉 紀雄

## 附則

この定款の変更は、平成29年11月30日から施行する。